

令和8年度（追加受付）
大田原市入札参加資格審査申請書 提出要領
【建設工事】

申請受付期間

令和7年12月1日（月）～令和7年12月5日（金）

- 上記期間以外の受付は行いません。
- 大田原市が発注する建設工事の一般競争入札等に参加を希望する場合は、この要領をよくお読みいただき申請してください。
- 審査基準日は令和7年12月1日です。申請書類には、審査基準日現在の状況を記載してください。

目次

1	入札参加資格審査申請の要件	1
2	申請者の区分	2
3	受付期間	2
4	提出方法	2
5	審査結果	3
6	入札参加資格者名簿への登載・公表	3
7	提出書類一覧	3
8	納税証明書の提出について	5
9	入札参加資格の変更について	6

1 入札参加資格審査申請の要件

申請に際しては、次に掲げる要件を満たしていなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定により入札に参加できないこととされる者でないこと
- (3) 引き続きその業務に2年以上従事していること
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと
- (5) 大田原市暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキまでのいずれにも該当しないこと

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

ウ 暴力団又は暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (6) 登録を希望する工種において建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていること、かつ許可を受けてから2年を経過していること

- (7) 登録を希望する工種において直前2年間の各営業年度に工事完成高のあること

- (8) 登録を希望する工種において、審査基準日（令和7年12月1日）から1年7か月以内（令和6年5月1日以降）の日を基準日とする経営事項審査を受けていること

- (9) 社会保険等に参加し、次の届出の義務を履行していること（適用除外の場合を除く）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

※社会保険等の加入状況は、経営審査事項結果通知書により確認する。経営事項審査の結果通知後社会保険等に参加した場合は、加入したことを証明する書類（領収書等）の写しの提出により申請できるものとする。

2 申請者の区分

申請者の本店及び委任先営業所等の所在地により、申請者を次のとおり区分する。

No.	申請者及び委任先営業所等の所在地	区分
1	大田原市内に本店がある	市内業者
2	1 以外で入札・契約に関する権限を年間委任する営業所等が大田原市内にある場合	準市内業者※
3	1・2 以外で、栃木県内に本店がある場合	県内業者
4	1～3 以外	県外業者

※準市内業者と認定されるには次の要件を満たすこと

- ・ 大田原市経営管理部税務課へ「事業所開設届」を提出していること
- ・ 営業に必要な什器が備えられていること
- ・ 部外者が認識できる看板が入口等に設置されていること
- ・ 専用の電話、FAX が設置されていること
- ・ 委任先営業所において登録を希望する工種について建設業法の許可を有していること。また、受任者は建設業法施行令第 3 条の使用人であること

3 受付期間

令和 7 年 12 月 1 日（月）～令和 7 年 12 月 5 日（金）

- ・ 上記期間内の日付の消印が押されたものが有効となります。

4 提出方法

「[7 提出書類一覧](#)」に記載の書類を受付期間中に文書の到達が確認できる方法（簡易書留、特定記録、レターパック等）で送付先へ郵送すること。※ 市窓口への持参による受付は行いません。

【送付先】

〒324-8641
栃木県大田原市本町 1 丁目 4 番 1 号
（大田原市役所本庁舎 8 階）
大田原市経営管理部財政課契約係
TEL 0287-23-8189 FAX 0287-23-8586

封筒の表には、送付先や申請者の商号・名称のほか「**入札参加資格審査申請書在中**」（朱書き）と記載してください。

複数の業種について登録を希望する場合には、業種ごとに申請書類を作成しクリアーホルダーに入れ、ひとつの封筒でまとめて郵送してください。

本市では受付票の交付は行いませんので、申請書の受付確認が必要な場合は、返信を希望する書類（受付票、申請書写し等任意様式）と返信用封筒・はがき等を同封してください（希望者のみ）。

5 審査結果

令和8年1月中旬までに入札参加資格申請を却下する旨の連絡がない場合は「入札参加資格者名簿」への登載がされたものとみなしてください。

※ 資格審査結果通知は送付しません。資格審査結果については、大田原市ホームページから「入札参加資格者名簿」をご確認ください。(令和8年4月上旬掲載予定)

6 入札参加資格者名簿への登載・公表

資格の認定を受けた申請者は、令和8年度入札参加資格者名簿に登載されます。

資格の有効期間は1年間(令和9年3月31日まで)です。

入札参加資格者名簿及び格付を財政課事務室内及び大田原市ホームページ上で公表しますので、ご了承ください。

7 提出書類一覧

※市指定の様式は大田原市HPからダウンロードできます。

No.	提出書類	様式	説明
1	登録票	市指定 提出書類 Excel①	各ページ片面カラー印刷で提出すること
2	経営規模等評価結果及び 総合評定値通知書(写し)	発行官庁が 定める様式	経営事項審査の基準日が令和6年5月1日以降の 最新のもの
3	入札参加資格審査申請書	市指定 提出書類 Excel②	実印を押印すること
4	工事経歴書(写し)	建設業法施 行規則様式 第2号	経営事項審査申請書の工事経歴書。 登録を希望する工種の直近2年度分を添付すること ※2年度継続して業務に携わっていることが確認で きる一部のみの提出可
5	建設業労働災害防止協会 加入証明書(写し)	発行する協 会が定める 様式	加入している場合は最新のものを提出すること 未加入の場合は省略
6	商業登記簿謄本(履歴事 項全部証明書)(写し)	発行官庁が 定める様式	申請者が個人の場合は身分証明書(写し可)を提出 すること(発行日から3か月以内有効)
7	委任状	市指定 提出書類 Excel③	代表者以外の者に委任し、当該受任者の名前で入札・ 契約を行うこととするときは提出すること
8	使用印鑑届	市指定 提出書類 Excel④	実印又は委任状に押印した受任者印を用いて入札・ 契約をする場合は提出不要

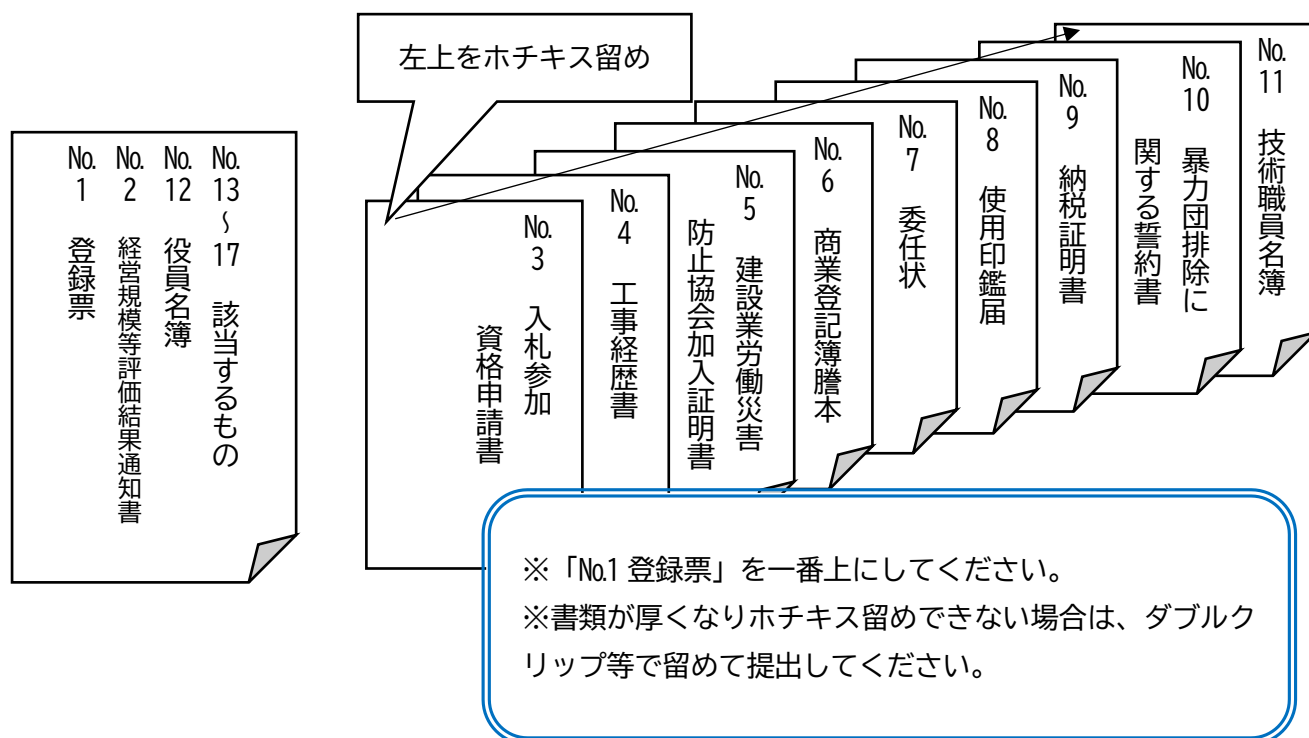
No.	提出書類	様式	説明
9	納税証明書（写し）	発行官庁が定める様式	申請業者の区分に応じ、「 8 納税証明書の提出について 」を読んで該当する納税証明書を提出すること（発行日から3か月以内有効）
10	暴力団排除に関する誓約書	市指定提出書類 Excel⑤	暴力団と関係していないことに係る誓約書内容をよく確認し押印の上、提出すること

◎市内業者・準市内業者は次の書類も併せて提出すること

No.	提出書類	様式	説明
11	技術職員名簿（写し）	経営事項審査時の様式	経営事項審査時に提出し、受付印があるものの写し
12	役員名簿	市指定 Excel	下部同意書欄に押印（個人の印）すること
13	障害者の雇用状況が確認できる書類（写し）		◆障害者の法定雇用義務がある場合 ・障害者雇用状況報告書（公共職業安定所長へ提出したもの）の控えの写し ◆障害者の法定雇用義務がない場合 ・障害者手帳（身体・精神・療育手帳）の写し ・健康保険被保険者証又は賃金台帳等雇用関係を証明できる書類の写し ※該当しない場合は提出不要
14	消防団員雇用状況確認書	市指定 Word／PDF	原本提出 ※該当しない場合は提出不要
15	管轄保護観察所が発行する証明書（写し）		◆管轄保護観察所に協力雇用主登録をしている場合 ・協力雇用主登録証明書の写し ◆保護観察対象者等の雇用実績がある場合 ・保護観察対象者等雇用に関する証明書の写し ※該当しない場合は提出不要
16	災害時の基礎的事業継続力認定証（写し）		※該当しない場合は提出不要
17	「とちぎ健康経営事業所認定制度」又は国が実施する「健康経営優良法人認定制度」に基づく認定証（写し）		※該当しない場合は提出不要

書類の綴り方 ※（）内は市内・準市内業者のみ提出書類

- ・ No.1～No.2（No.12～No.17）はホチキス留めしない。
- ・ No.3～No.10（No.11）は順番に並べて左上をホチキス留めする。



8 納税証明書の提出について

申請者区分	国税	都道府県税	大田原市税
市内業者	○	○（栃木県）	○
準市内業者	○	○（栃木県）	○
県内業者	○	○（栃木県）	
県外業者	○	○	

※国税の納税証明書は、法人の場合は「様式その 3 の 3」、個人の場合は「様式その 3 の 2」を提出すること

※都道府県税の納税証明書は、年間委任する場合には委任先営業所の所在地の都道府県税、年間委任しない場合には本店所在地の都道府県税を提出すること
「法人都道府県民税」「法人事業税」について未納がないことの証明書を提出すること

※栃木県税の納税証明書は、全税目に未納がないことの証明書を提出すること

※大田原市税の納税証明書は、「全税目」及び「法人市民税」の証明書を提出すること

9 入札参加資格の変更について

- (1) 最新の経営事項審査の結果通知書（経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書）が発行されたときは、その写しを提出すること。（FAX可）
- (2) 建設工事申請業者で、技術職員に変更があった場合は技術職員名簿の写しを提出すること。（市内・準市内業者のみ）
- (3) 申請書提出後に申請書記載事項の変更が生じた場合は、原則としてその事実の発生後2週間以内（商業登記を必要とする変更については、登記完了後2週間以内）に、変更に伴う提出書類（下表参照）を添付のうえ、市様式（競争入札参加資格申請書記載事項変更届）を提出すること。

入札参加資格審査申請書記載事項変更に伴う提出書類

変 更 事 項	添 付 書 類	商 業 登 記 簿 謄 本	印 鑑 証 明 書	年 間 委 任 状	身分証明書 （破産していないこと等の 証明書）
商号又は名称		○（写し）		○ ※支店等に 委任の場合	
代 表 者		○（写し）		○ ※支店等に 委任の場合	○ ※個人の場合
住所又は 所在地		○（写し）		○ ※支店等に 委任の場合	
実印			○（写し）		
代 理 人 （年間委任）				○	
使 用 印 鑑			使用印鑑届		

- (4) 登録後に入札参加資格を辞退したい場合は、「入札参加資格辞退届」を提出してください。様式は大田原市ホームページからダウンロードしてください。

〒324-8641

栃木県大田原市本町1丁目4番1号

大田原市 経営管理部 財政課 契約係

電話：0287-23-8189

Fax：0287-23-8586

mail：kensa@city.ohawara.tochigi.jp